

研究の目的

- 国土交通省は、航空法における独占禁止法の適用除外制度(ATI)について、提携深化協定(共同運賃の設定等、事業者間の提携を深めるための協定)を認可対象(平成22年~)に加え、運用を行っている。一方、こうした提携深化協定を含むATIについては、市場における競争の制限につながり、運賃の高騰等を招くおそれがあるとの意見もあり、そのあり方について検討することが必要とされている。
- 以上を踏まえ、政策部局が今後の本制度の在り方を検討する際の基礎資料とするため、(1)諸外国における同様の制度の取扱、(2)我が国における提携深化協定による利用者利便への影響について現時点で可能な範囲で調査を行った。

(参考) 提携深化協定による共同事業の主な内容

ネットワーク	運賃	サービス
<ul style="list-style-type: none">・同一路線ダイヤの平準化・乗り継ぎ便(接続時間)の最適化	<ul style="list-style-type: none">・共同運賃の設定・協定対象事業者のどの運航便を選択しても割引運賃が適用	<ul style="list-style-type: none">・FFPの共通化・ラウンジ・カウンター等の空港施設の共同利用・法人顧客窓口の一元化

研究結果

(1) 諸外国(米国・EU・オーストラリア)における航空会社間の提携に対する競争法適用除外制度の取扱

- 国ごとに制度は異なるが、利用者利便等の公共の利益や経済的効率性を勘案し、競争法との整合性について判断するスキームが構築されており、適用除外についても制度化されている。各国とも、提携深化協定についてそのスキームを通じて実施が認められている。
- 特に、米国においてはグローバルな航空政策の側面からATIについて我が国と同様に運輸当局が認可を実施。

(2) 我が国における提携深化協定による利用者利便への影響

- 先行研究に基づき計量モデルを構築し、現時点で利用可能なデータを用い、運賃への影響を定量的に分析。
- その結果、ATIの認可を受けた提携深化協定の実施後、運賃が低下したことが確認され、ATIによる競争減殺効果は現時点で確認されなかった。このことから、現時点において我が国ATI制度は適切に機能していると判断することが可能。

結論

- 以上の結果より、現時点において、我が国のATIはグローバルアライアンス間競争を活性化する上でのツールとしての機能を果たしており、引き続き制度を適切に運用していくことが求められる。
- 今回の分析では十分なデータが蓄積されていなかったことから、より広範かつ長期的なデータを蓄積していくことが適切。